

一般図書の選定基準及び選定上の留意事項

特別支援学校と特別支援学級における一般図書の選定基準

- 1 児童生徒の障がいの種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）の図書が適切であること。
- 2 可能な限り体系的に編集されており、教科の目標に沿う内容をもつ図書が適切であること。
- 3 上学年で使用する図書や、選定する他教科の図書との関連性を考慮すること。
- 4 価格については、前年度の実績を考慮するなどし、高額なものに偏ることのないようにすること。
- 5 「一般図書契約予定一覧」を参考にしつつ、それ以外の図書も含めて最も適切なものを選定すること。

特別支援学校における一般図書選定上の留意事項

特別支援学級における一般図書選定上の留意事項

学校と学級の対比は、**黄色囲み**表記。

*本市独自の追記文は、**青字**表記。

- (1)一般図書(絵本等)は、**学部(小中)ごと**に選定すること。
- (2)体系的な編集や、個々の教科の目標に沿う内容である図書であることを十分に考慮すること。
特に、文科省の通知により、特定の題材又は一部の分野しか取り扱っていない参考書、図鑑類、問題集等の図書や、そもそも図書性を有さないパズルやカード類の知的玩具等は適切でないとされていることから、それらの図書の選定が必要な場合は、実態や個々の学習、教育課程を十分に考慮し、選定理由書に教科の目標、図書の使用方法等を確実に明記すること。
- (3)**教育課程に合わせて当該教科で**使用する一般図書の種類(点)数を適切に決定すること。ただし、一教科において選定する点数は、**各学部最低五点以上、最高二十点以内**とすること。
- (4)日常生活の指導や生活単元学習、作業学習等の各教科等を合わせた指導及び自立活動の教科書としては選定できないことに留意すること。
- (5)一点の一般図書を、複数の教科の教科書として選定しないこと。
- (6)自校の学部間における教育課程の系統性を考慮し、一点の一般図書を各学部で違う教科として選定しないこと(例:A本を小学部では国語、中学部では音楽など)。ただし、生活科に関しては、中学部において関連のある教科で選定できることとする。
(例:B本を小学部生活科で選定し、中学部では社会で選定するなど)。
- (7)採択した一般図書から児童生徒(個々)の教科書を選定する際、児童生徒一人に対して一教科に二点以上選定しないこと。
- (8)採択した一般図書から児童生徒(個々)の教科書を選定する際、**児童生徒の実態に応じて必要な教科数を選定してもよい。**
- (9)「一般図書契約予定一覧」以外のものを選定する場合は、支障なく給与されるよう図書の種類、発行部数及び発行者の所在地等について把握した上で、発行者が企業等の法人であるか個人であるかに関わらず、令和7年度(2025年度)中に供給可能であるかどうかを十分に確認しておくこと。あわせて、現物と選定理由書を選定委員会②の前に総合支援課に提出すること。

- (1)一般図書は、**実態に沿って、児童生徒(個々)**に選定すること。
- (2)体系的な編集や、個々の教科の目標に沿う内容である図書であることを十分に考慮すること。
特に、文科省の通知により、特定の題材又は一部の分野しか取り扱っていない参考書、図鑑類、問題集等の図書や、そもそも図書性を有さないパズルやカード類の知的玩具等は適切でないとされていることから、それらの図書の選定が必要な場合は、実態や個々の学習、教育課程を十分に考慮し、選定理由書に教科の目標、図書の使用方法等を確実に明記すること。
- (3)日常生活の指導や生活単元学習、作業学習等の各教科等を合わせた指導及び自立活動の教科書としては選定できないことに留意すること。
- (4)一点の一般図書を、複数の教科の教科書として選定しないこと。
- (5)採択した一般図書から児童生徒(個々)の教科書を選定する際、児童生徒一人に対して一教科に二点以上選定しないこと。
- (6)採択した一般図書から児童生徒(個々)の教科書を選定する際、**当該学年の給与形態に沿って必要な教科を選定すること。**(文部科学省著作教科書の「こくご(国語)」、「せいかつ」、「社会」「理科」「職業・家庭」を選定する場合には、この限りではない。例:「せいかつ」☆1～3を選定する場合には、一般図書の生活、社会、理科及び家庭は選定しない。)
- (7)「一般図書契約予定一覧」以外のものを選定する場合は、支障なく給与されるよう図書の種類、発行部数及び発行者の所在地等について把握した上で、発行者が企業等の法人であるか個人であるかに関わらず、令和7年度(2025年度)中に供給可能であるかどうかを十分に確認しておくこと。あわせて、現物と選定理由書を選定委員会②の前に総合支援課に提出すること。
- (8)知的障害特別支援学校の教育課程にある教科(小学校「せいかつ」、中学部「職業・家庭」「社会」において、著作権本(☆本)ではなく、一般図書で選定する場合には、総合支援課に伝えること。)

